

重要なお知らせ（必ずお読みください）

納付方法の確認について



65歳以上になると原則、公的年金に係る市民税・県民税については年金からの天引き（特別徴収）となりますが、

下記①に該当する場合や年金以外の収入がある方は納付書でお支払いいただく場合がありますので最初に納付書が同封されているかどうか必ずご確認ください。

併せてご自身の納付方法について下記①～③のどれに該当するか確認をお願いします。

（口座を登録されている方について納付書は発行されず、口座振替となります。）

なお、事業所得や給与などの年金以外の収入に係る市民税・県民税は年金天引きができないので給与天引きもしくは納付書（または口座振替）でお支払いいただくこととなります。この場合、納付方法が複数あっても二重納付となることはありません。

① 10月から天引きが開始となる場合

■ 令和6年4月1日現在で65歳となった方（初めて年金天引きとなる方）

■ 前年度の市民税県民税が非課税で今年度課税となった方

■ 前年度に年金天引きが中断（下記②）となった方 など

年金天引きは10月から開始となります。

4・6・8月分については納付書（口座登録のある方は口座振替）が発行されますので同封の納付書でお支払いをお願いいたします。納付書でのお支払いがない場合、督促状が発送されますのでご注意ください。

| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 翌2月 |
|---------------------------|----|----|-----------|-----|-----|
| 同封されている納付書（もしくは口座振替）でお支払い | | | 年金から天引き開始 | | |

② 天引きが中断となる場合

■ 前年度に比べて今年度の市民税県民税が大幅に減額もしくは非課税となった方

■ お知らせの裏面の事由に該当する方 など

10月分以降の年金から天引きが中断となります。

税額決定日と年金支給額決定日の都合上、4・6・8月分の天引きは中断することができないため、多く納付した税額については後日返金いたします。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 翌2月 |
|------------------------------------|----|----|-------|-----|-----|
| 前年度の税額から算定し、天引き （多く納付した分は後日、還付） | | | 天引き中断 | | |

③ 前年度から継続して年金から天引きとなる場合

■ 上記①、②に該当しない方

年金天引きは引き続き継続となります。税額の変動によって10月以降から増額・減額する場合がありますので納税通知書で税額の確認をお願いいたします。

| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 翌2月 |
|-----------------|----|----|-------------------------------|-----|-----|
| 前年度の税額から算定し、天引き | | | 今年度年税額から4・6・8月天引き分を差し引いた分を天引き | | |

※制度の詳細や納税通知書の見方については裏面をご覧ください

年金からの特別徴収（天引き）制度とは

公的年金所得から計算した市民税・県民税（住民税）を、年金保険者（日本年金機構等）が公的年金から引き去りして市区町村に直接納付する制度です。（平成 21 年 10 月開始）

※公的年金等からの特別徴収は、地方税法第 321 条の 7 の 2（公的年金等に係る個人の市町村民税の特別徴収）により定められており、下記の特別徴収が中断する場合を除いて納付方法を変更することができません。

特別徴収が中断となる方

次のいずれかに該当する方は、4 月 1 日現在に 65 歳以上であっても、年金からの特別徴収はされません。

- ・介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- ・老齢基礎年金等の給付の年額が 18 万円未満の方
- ・所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市民税・県民税の特別徴収税額の合計額が公的年金より多くなる方
- ・住所地特例により介護保険料を一関市以外の自治体に納めている方
- ・年の途中で亡くなった方（亡くなった翌月以降の年金から中止となります）

前年度の収入が公的年金のみの方の税額確認について（納税通知書 2 ページ目の見方）

令和 年度 市民税・県民税 納税通知書兼決定通知書

（単位：円）

| | | | | | |
|-----|--------|----------|----------|--------|--|
| 税 額 | 年税額 | 給与特別徴収税額 | 年金特別徴収税額 | 普通徴収税額 | |
| | 70,600 | | 70,600 | | |

※「赤字額」がある場合は、集約に納める額は赤字額を差し引いた金額となります。

| | | | | | | | | |
|-----|----------|----------|-----------|----------|--|--|--|--|
| | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | | | | |
| 納期限 | 令和 6月30日 | 令和 8月31日 | 令和 10月31日 | 令和 1月31日 | | | | |
| 充当額 | | | | | | | | |
| 差 引 | | | | | | | | |

←こちらに記載がある場合は同封の納付書もしくは口座振替でのお支払いとなります。

▼一括で納めていただく場合 ※※※※ ※※※※ ※※※※ ※※※※

▼特別徴収の対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

| | | |
|----------|---------------|----------------------------------|
| 公的年金の種類 | 老齢基礎年金 | ▼4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額） |
| 支払者の名称 | 厚生労働大臣 | 令和 4月 (1) 8月 令和 8月 |
| 支払者の法人番号 | 6000012070001 | 予定額 11,600 11,500 11,500 |
| | | 決定額 11,600 11,500 11,500 |

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

| |
|--------------------------|
| 令和 10月 (2) 12月 令和 2月 |
| 決定額 12,000 12,000 12,000 |

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別 (3) 金額（仮徴収税額）

| |
|-----------------------------------|
| 令和 4月 8月 令和 8月 |
| 年金より特別徴収される額 11,900 11,700 11,700 |

(1) 仮徴収税額…前年度年税額の 2 分の 1 の額を 4・6・8 月分から徴収

※初めて年金特別徴収する場合や前年度に特別徴収の中断があった場合は納付書もしくは口座振替での納付となります。（納税通知書左上の第 1 期・第 2 期に記載あり）

※予定額 > 決定額の場合、税額決定日と年金支給額決定日の都合上、一度予定額で徴収した後に差額を返金いたします。

(2) 本徴収税額…今年度年税額から (1) の決定額を差し引いた額を 10・12・翌 2 月分から徴収

(3) 来年度の仮徴収税額…来年度の (1) の予定額

計算例について

前年度の公的年金に係る年税額が 12,000 円、本年度の公的年金に係る年税額が 15,000 円の場合

| 仮徴収税額 | | | 本徴収税額 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 4 月 | 6 月 | 8 月 | 10 月 | 12 月 | 翌 2 月 |
| 2,000 円 | 2,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 | 3,000 円 | 3,000 円 |

4・6・8 月（仮徴収税額）：12,000 円 × 1/2 = 6,000 円（2,000 円/月）

10・12・翌 2 月（本徴収）：15,000 円 − 6,000 円 = 9,000 円（3,000 円/月）